

六次

石炭非常増産対策要綱(案)

取敢後における我が國の修繕をなす産業の準備、窮迫した  
 國民生活の苦難から抜け出すために、その最も基礎をなす  
 石炭生産の恢復増大のため、政府は緊急に我が國經濟の  
 中心において、一般産業、一般國民の耐乏性を犠牲の下に、  
 石炭部門に対し、資材、資金、労務等利用物資等あらゆる方  
 面において為し得る最大限の措置を講じて来た。これ迄  
 一般産業、一般國民の耐乏性をこれによつて石炭の生産が急  
 激に増大し、順々の前途が開けるであらうという希望によ  
 つて支えられて来た。現在、石炭の生産は、取敢直後にお  
 ける破壊的減産より漸々と立ち直つて来た。ある程度にお  
 ける程度はなる運々たるものであり、我が國を兼經濟及び

22.10.1



一般國民生活は、今否否深刻な苦難のどん底に墜ちておる  
このまゝに推移したならば、我が國は幾時かの再興も、國  
氏の最終生活の維持も、衆人そのの命を失はざるを得な  
くなり、災區自身も救済をせしむるに足らぬ行状に陥らざらう。  
この事態に対して政府自らも経営者も又労働者も深く反省  
し悔しめばならぬことを痛感する。  
政府の救済より未だた可成り差重主義の諸政策は、自  
当な程度において實現せられざるものと確信するが、各  
相の事項に関する現実の措置においてはおおむね不十分不徹底の  
ところのあつたこと、これを改めなければならぬ。  
同時に労働者及び経営者の側において、自ら反省努力を  
要する点のあることを希望し得るものと信ずる。

と云

今回マクアーサー司令官より陸軍大臣に宛てられた書  
簡も、この點の点に關し我々の賛同を欲し、新天なる態度  
を要請せられしもの以外ならぬと信ずる。  
この点において政府は、新天なる態度を以て石炭の緊急増  
産に對する政府の諸政策を刷新し、新天なる石炭非常増産對  
策を實施せんとするものである。この点の政府は、救済の  
石炭生産最重点主義を更に強力に推進せんとするものである  
が、我國經濟現下の實力を以てしては、そこには自ら限度  
がある。従つて石炭の急増産を實現するたためには、時  
時、災區労働者及経営者の救済に臨む努力によりねばなら  
ない。  
政府は、特に救國の緊急に燃える時、は災區に對する又災



茲労働者の立場に於ては、我々の最も切要なるものは、  
我が國を、英米と並ぶ一般國民生活の水準に引上げ、  
英米並みの産業と並ぶものとするに在り、  
の意旨を相違なく、  
労働者階級に於いては、  
労働者階級の地位を、  
一般産業の地位と見せ、  
その切実なる要求を、  
自覚的に、  
達成せしむること、  
第一の要務に在り、

一、労働者階級の地位を、  
一般産業の地位に引上げ、  
その切実なる要求を、  
達成せしむること、

計し不敵、  
以て意旨の改善を、  
三、我が國経済の発展に、  
は従く、  
一、  
二、  
三、  
四、



第二 要 領

一 二十四時間制の推進

(一) 効用 遊休時間の有効利用により出力を増進せしめると共に、効用進行速度を増大せしめ、作業の正  
常化による能率の向上を図る為、三交代制を勧奨し  
少くとも二方採炭及三方採炭の実施を推進する。  
之が爲に必要を社内夫の賠償は原則として職場転  
換等の強力を推進により補うものとする。  
今後における資材資金の配当は、右方針に即して  
高効率重点炭鉱に対する優先配当を厥に実施す  
る。

(二)

誠実なる経営者及び労働者の救済の熱意に訴へ勞



働時間に関し左の作業方式のいづれかを労働協約に  
より規定する様要望する

(1) 現場八時間(面交代)三交代五日週間制

(2) 坑口八時間三交代七日週間制

(3) 坑口十時間三交代七日週間制

右方式の既実な実行をなす坑内直挿夫へ採炭、元換、

促進、仕操夫)及坑内係員に対し、現行現場給食を

繰越する外、本方式実行に伴う増収分に対する所得

税について、特別の措置を講ずる

職場秩序の確立と賃銀制度の合理化

職場秩序を確立し作業遂行の正常化を図るため各炭

鉱として職制において作業に対する指揮系統を明確

とするも天に経営者以下各人の義務と責任を明りか

せしむる就業規則を労働協約によつて規定せしめる

右に伴い賃銀制度を誠実な勤労度に対応する様合理

化する

三 労働組合の健全化

労働組合の自主性の確立と民主的運営により、その

健全強化を促進する

四 紛争の早期平和的解決

紛争の早期平和的解決を図るため懲戒ある石炭に

関する特別の労働委員会を設置する

五 炭鉱民衆生活物資の確保並に配給制度の確立

炭鉱民衆者用物資(家族に対する特別物資を含む)

を含む



は所管官廳に於いて責任を以て之を確保することとし  
炭産業者に對する生息物資の特許令は、一般的且特  
種的に之を與へるものなるべし、試案する勸業に依る損  
耗の補充と報償として之を行ふことを明瞭にする様配  
の制度を確立する

尚炭産現場における措置として、各産の初年度に於  
て得ないでゐるものは、此の際徹底的に是正する

六 炭産生産設備の緊急補修整備  
炭産の生産設備の炭産が直接出力を低下せしめて  
ゐるのみならず、労働者の生産意欲を挫折して怠り実  
績の減少に之が設備の一段の力を注ぐ必要があるが特に  
生産設備の中心をなす運搬設備を緊急に補修増強する

炭産業者會同材、經營者與平察更更義務責任を確りか  
に技術職業履則改善の義務的義務を規定せしめる  
急務に對する責任及及、誠實な勸業經營者等根據  
視事要、調査研究せしめると共に、之が實地應用の指  
導を労働組合に建設的な炭産技術者を主体とする権威  
的労働組合協会の組織として民主的運営により、その  
健全發展を促進策を固庫に於いて文録する

七 炭産業者、新炭産業者開闢大園内、その助産成裁機を築  
関する特別指導等労働者共を改善策等は産業復興公団  
による炭産業者共を援助の確保、保証に配給制度の確立  
八 炭産業者労働者福利、救済、再建、その労働物資の



(一) 横流れ、欠付の防止

石炭の非常増産と関係し、石炭の正規配給以外の不正行爲及欠付は厳しくこれを取締り違反者に対しては断乎たる措置をとる。

(二) 速かに従業員の時給を明瞭せしめ人心の安定を図ると共に経営方針の見通しを明確せしめるため

石炭鉱業人関する財閥解体の実態を明確とする。

十 以上の各施策は、飽くまで経営者及び労働者の自主的協力を俟つて推進せんとするものであるが石炭生産

の緊急性に鑑み、尚初期の成果を挙げ得ない場合において必要を法的措置を講ずる決意である。

尚政意の妨害者に対しては断乎たる方針を以て臨む。